

徳島県告示第六百二十九号

適用対象の消滅等に伴う関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

令和七年十一月二十五日

徳島県知事 後藤田 正純

適用対象の消滅等に伴う関係告示の整理に関する告示

(徳島県水源林野県行造林看守人に関する規程等の廃止)

第一条 次に掲げる告示は、廃止する。

一 徳島県水源林野県行造林看守人に関する規程（昭和二十五年徳島県告示第四百四十九号）

二 徳島県県営林極印使用規程（昭和三十四年徳島県告示第百六号）

三 昭和四十八年徳島県告示第六百九十一号（生活保護法に規定する看護のための看護料支給基準を定める件）

四 徳島県果樹穂木配布規程（昭和五十八年徳島県告示第一百八十一号）

五 平成十一年徳島県告示第一百四十七号（肥料取締法施行条例の規定に基づき表示を要する普通肥料及びその表示事項を定める件）

（昭和二十六年徳島県告示第四百九十八号の一部改正）

第二条 昭和二十六年徳島県告示第四百九十八号（漁業の地方名称について）の一部を次のように改正する。

「（第九条）を「。以下「省令」という。」第七条に改める。

一 中「第一条」を「省令第一条第一項」に、「なし。」を「なし」に改める。

二 中「第三条」を「省令第三条」に改める。

三 中「第四条」を「省令第四条」に、「なし。」を「なし」に改める。

四 中「第五条第一項」を「省令第五条第一項」に改め、「但し、」を削る。

五 中「第五条第一項」を「省令第五条第二項」に改める。

（昭和三十七年徳島県告示第三百四十五号の一部改正）

第三条 昭和三十七年徳島県告示第三百四十五号（徳島海区漁業調整委員会の事務所の設置および昭和二十五年徳島県告示第三百九十七号の廃止）の一部を次のように改正する。

「第一条第一項」を「第十二条第一項」に、「徳島県徳島市」を「徳島市」に改める。

（昭和四十七年徳島県告示第一百七十九号の一部改正）

第四条 昭和四十七年徳島県告示第一百七十九号（公害対策基本法等に基づく水質汚濁に係る環境基準の類型のあてはめを指定する件）の一部を次のように改正する。

「公害対策基本法（昭和四十二年法律第百三十一号）第九条第一項及び環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（昭和四十六年政令第百五十九号）第一項」を「環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第二項」に改める。

一 中「徳島県阿南市」を「阿南市」に、「よつて」を「よつて」に改める。

（昭和四十七年徳島県告示第四百八号の一部改正）

第五条 昭和四十七年徳島県告示第四百八号（公害対策基本法等に基づく水質汚濁に係る環境基準の水域類型を指定する件）の一部を次のように改正する。

「公害対策基本法（昭和四十二年法律第百三十一号）第九条第一項及び環境基準に係る環境基準の水域類型を指定する件」の一部を次のように改正する。

る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（昭和四十六年政令第百五十九号）第一項」を「環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第二項」に改める。

表中「徳島県小松島市」を「小松島市」に、「海上自衛隊小松島航空隊」を「海上自衛隊小松島航空基地」に、「よつて」を「よつて」に、「除く。」を「除く。」に改める。

（昭和四十八年徳島県告示第三百七十一号の一部改正）

第六条 昭和四十八年徳島県告示第三百七十一号（公害対策基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準の水域類型を指定する件）の一部を次のように改正する。

「公害対策基本法（昭和四十二年法律第百三十一号）第九条第一項及び環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（昭和四十六年政令第百五十九号）第一項」を「環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第二項」に改める。

表中「岡川樋門」を「岡川樋門」に、「潮止め堰」を「潮止め堰」に改める。

（昭和四十九年徳島県告示第七百三十八号の一部改正）

第七条 昭和四九年徳島県告示第七百三十八号（水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定をする件）の一部を次のように改正する。

「公害対策基本法（昭和四十二年法律第百三十一号）第九条第一項及び環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（昭和四十六年政令第百五十九号）第一項」を「環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第二項」に改める。

表中「潮止め樋門」を「潮止め樋門」に、「徳島県阿南市」を「阿南市」に、「よつて」を「よつて」に改める。

（昭和五十年徳島県告示第七百四十一号及び昭和六十二年徳島県告示第五百四十九号の一部改正）

第八条 次に掲げる告示の規定中、「公害対策基本法（昭和四十二年法律第百三十一号）第九条第二項及び環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（昭和四十六年政令第百五十九号）第一項」を「環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第二項」に改める。

一 昭和五十年徳島県告示第七百四十一号（水質汚濁に係る環境基準の水域類型を指定する件）

二 昭和六十一年徳島県告示第五百四十九号（水質汚濁に係る環境基準の水域類型を指定する件）

（昭和五十一年徳島県告示第八百一十五号の一部改正）

第九条 昭和五十一年徳島県告示第八百二十五号（水質汚濁に係る環境基準の水域類型を指定した件）の一部を次のように改正する。

「公害対策基本法（昭和四十二年法律第百三十一号）第九条第一項及び環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（昭和四十六年政令第百五十九号）第一項」を「環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第二項」に改める。

一 中「徳島県鳴門市」を「鳴門市」に、「三原郡南淡町」を「南あわじ市」に改める。

（昭和五十二年徳島県告示第一百一十九号の一部改正）

第十条 昭和五十三年徳島県告示第一百一十九号（水質汚濁に係る環境基準の水域類型を

指定した件)の一部を次のように改正する。

「公害対策基本法(昭和四十二年法律第二百三十一号)第九条第一項及び環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令(昭和四十六年政令第二百五十九号)第一項」を「環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十六条第二項」に改める。

表中「徳島県鳴門市」を「鳴門市」に、「三原郡南淡町」を「南あわじ市」に、「徳島県阿南市」を「阿南市」に、「紀伊日ノ御崎燈台」を「紀伊日ノ御崎灯台」に、「よつて」を「よつて」に、「徳島県徳島市沖洲町高州」を「徳島市北沖洲四丁目」に、「徳島県徳島市津田海岸町」を「同市津田海岸町」に、「徳島県徳島市大原町」を「同市大原町」に改める。

(昭和五十九年徳島県告示第六百五十二号の一部改正)

第十一条 昭和五十九年徳島県告示第六百五十一号(動物の飼養又は収容の許可を要する区域を指定する件)の一部を次のように改正する。

「へい獣処理場等に関する法律」を「化製場等に関する法律」に改める。

表徳島市の項中「南末広」を「南末広町」に改め、同表鳴門市の項を次のように改める。

鳴門市	鳴門町のうち高島 撫養町のうち木津、南浜、四軒屋、林崎、岡崎、斎田、大桑島、小桑島及び黒崎 里浦町のうち里浦
大麻町	瀬戸町のうち明神及び堂浦 大麻町板東のうち字山田東、字山田中、字山田西、字靈南、字靈北及び字大西

表小松島市の項中「網淵」を「字網淵」に、「字井和ノ口、字房ヶ浜」を「字井利ノ口、字房浜」に、「字豊の本」を「字豊ノ本」に、「字勢谷」を「字勢合」に改め、同表阿南市の項を次のように改める。

阿南市	富岡町のうち西新町、東新町、内町、東仲町、第住町、佃町、西仲町、そうず谷、あ王谷、西池田、滝の下、南向、あ石、今福寺、北通、トノ町、玉塚、木松、西石塚、小山、小山本、庄境、車ノ口及び中川原 橘町のうち幸野、東中浜、西浜、西浦、久保、汐谷、汐谷山、西浦山、荒神ノ上、江ノ浦及び大浦 羽ノ浦町中庄のうち原ノ内、市、原婦知、ハタイ、上ナカレ、なけれ 、京満、神木、やたけ、蔵ノホケ及び梶島 羽ノ浦町宮倉のうち羽ノ浦居内及び原ノ内 羽ノ浦町古庄のうち中川原、大坪原、古野神及び大道ノ西 羽ノ浦町岩脇のうち町筋、姥ヶ原及び西園
-----	--

表三好市の項中「ウエノ」を「ウエノ」に改め、同表中羽ノ浦町の項から日和佐町の項までを削り、牟岐町の項の次に次のように加える。

西の地のうち字東地及び字西地	表海部町の項の項名を「海陽町」に改め、同表北島町の項中「大字中村」を「中村」に、「大字高房」を「高房」に改め、同表板野町の項中「大字大寺のうち字王寺」を「大寺のうち字王子」に改める。
東由岐のうち字本村	(平成三年徳島県告示第四百六十一号及び平成四年徳島県告示第七百一十六号の一部改正)
西由岐	第十二条 次に掲げる告示の規定中「第十四条の六第一項」を「第十四条の八第一項」に改める。
木岐のうち字東町及び字西町	一 平成三年徳島県告示第四百六十一号（水質汚濁防止法の規定に基づく生活排水対策重点地域を指定した件）
日和佐浦	二 平成四年徳島県告示第七百一十六号（水質汚濁防止法の規定に基づく生活排水対策重点地域を指定した件）
奥河内のうち字本村	(平成七年徳島県告示第三百十一号の一部改正)

第十二条 平成七年徳島県告示第三百十二号（水質の汚濁に係る水質基準の水域類型を指定する件）の一部を次のように改正する。
「及び環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（平成五年政令第三百七十一号）第一項」を削る。

表中「水域の類型」を「水域類型」に改める。
(平成七年徳島県告示第四百七十六号の一部改正)

第十四条 平成七年徳島県告示第四百七十六号（水質汚濁防止法の規定に基づく生活排水対策重点地域を指定した件）の一部を次のように改正する。

「第十四条の六第一項」を「第十四条の八第一項」に、「同条四項」を「同条第四項」に改める。
(平成十年徳島県告示第三百九十一号の一部改正)

第十五条 平成十年徳島県告示第三百九十一号（水質の汚濁に係る水質基準の水域類型を指定する件）の一部を次のように改正する。
「及び環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（平成五年政令第三百七十一号）第一項」を削る。

表中「三原郡南淡町」を「南あわじ市」に、「徳島県阿南市」を「阿南市」に、「紀伊日の御岬灯台」を「紀伊日ノ御崎灯台」に、「海上自衛隊小松島航空隊」を「海上自衛隊小松島航空基地」に、「柏」を「柏」に改める。

(平成十四年徳島県告示第六百十九号の一部改正)

第十六条 平成十四年徳島県告示第六百十九号(特定排出水の窒素含有量に関する汚染状態等の計測方法を定める件)の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一

要件	計測法
一 指定地域内事業場の規模が零細であると認められる場合	告示別記一(三)又は四の計測法
二 指定地域内事業場に特定排出水の測定場所が数多く存在しており、かつ、当該指定地域内事業場全体の汚濁負荷量のおおむねハ十パーセント以上について水質自動計測器等を用いて計測している場合における当該指定地域内事業場の中でも汚濁負荷量が小さいと認められる特定排出水の場合	
三 一部の小規模な生活排水等その汚染状態が小さく、かつ、その量が少ないと認められる特定排出水の場合	
四 指定地域内事業場の設置者の責めに帰することができない原因によって総量規制基準の適用となる口までに所要の測定機器を設置することが不可能であると認められる場合	
五 特定排出水の汚染状態が常に一定である場合	
六 新たに設置若しくは構造等の変更がなされた特定施設に係る特定排出水又は新たに設置された指定地域内事業場に係る特定排出水の場合(特定施設の設置若しくは構造等の変更後又は指定地域内事業場の設置後六十日を超えない期間に限る。)	告示別記一(三)の計測法
七 前各項に定めるもののほか、排水系統の状況等に照らしてやむを得ない特別の事情があると認められる場合	告示別記一(三)又は四の計測法

別表第四の一の項から三の項まで及び五の項中「別記一(三)」の下に「又は四」を加える。

(平成十四年徳島県告示第六百二十号の一部改正)

第十七条 平成十四年徳島県告示第六百二十号(特定排出水のりん含有量に関する汚染状態等の計測方法を定める件)の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一

要件	計測法
一 指定地域内事業場の規模が零細であると認められる場合	告示別記一〔三〕又は四の計測法
二 指定地域内事業場に特定排出水の測定場所が数多く存在しており、かつ、当該指定地域内事業場全体の汚濁負荷量のおおむねハ十パーセント以上について水質自動計測器等を用いて計測している場合における当該指定地域内事業場の中でも汚濁負荷量が小さいと認められる特定排出水の場合	告示別記一〔三〕又は四の計測法
三 一部の小規模な生活排水等その汚染状態が小さく、かつ、その量が少ないと認められる特定排出水の場合	告示別記一〔三〕又は四の計測法
四 指定地域内事業場の設置者の責めに帰することができない原因によって総量規制基準の適用となる口までに所要の測定機器を設置することが不可能であると認められる場合	告示別記一〔三〕又は四の計測法
五 特定排出水の汚染状態が常に一定である場合	告示別記一〔三〕の計測法
六 新たに設置若しくは構造等の変更がなされた特定施設に係る特定排出水又は新たに設置された指定地域内事業場に係る特定排出水の場合（特定施設の設置若しくは構造等の変更後又は指定地域内事業場の設置後六十日を超えない期間に限る。）	告示別記一〔三〕の計測法
七 前各項に定めるもののほか、排水系統の状況等に照らしてやむを得ないと認められる特別の事情があると認められる場合	告示別記一〔三〕又は四の計測法

別表第四の一の項から三の項まで及び五の項中「別記一〔三〕」の下に「又は四」を加える。

（平成十五年徳島県告示第二百十五号の一部改正）

第十八条 平成十五年徳島県告示第三百十五号（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき鳥獣の保護に支障がないと認められる行為を指定した件）の一部を次のように改正する。

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

(平成二十五年徳島県告示第六百九十号の一部改正)

第十九条 平成二十五年徳島県告示第六百九十号（新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定による指定地方公共機関を指定する件）の一部を次のように改正する。

「第二条第七号」を「第一条第八号」に改める。

表社会医療法人川島会の項中「北佐古一番町一三九」を「北佐古一番町六一」に改め、同表医療法人三成会の項中「北島田町一丁目四五二」を「北島田町一丁目四六一」に改め、同表一般社団法人徳島県医師会の項中「幸町三六一」を「幸町三丁目六一」に改め、同表株式会社よんやくの項中「同伊予郡砥部町八倉八三」を「同南高井町一八二八」に改め、同表南海フェリー株式会社の項中「和歌山県和歌山市」を「和歌山市」に改める。

附 則

この告示は、令和七年十一月二十五日から施行する。